

令和元年7月19日付け県公報第22号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年4月17日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

国土交通省中部地方整備局

2 作業の種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

3 作業期間

変更前 令和元年6月27日から令和2年2月28日まで

変更後 令和元年6月27日から令和2年3月23日まで

4 作業地域

静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、長泉町、小山町、吉田町、森町